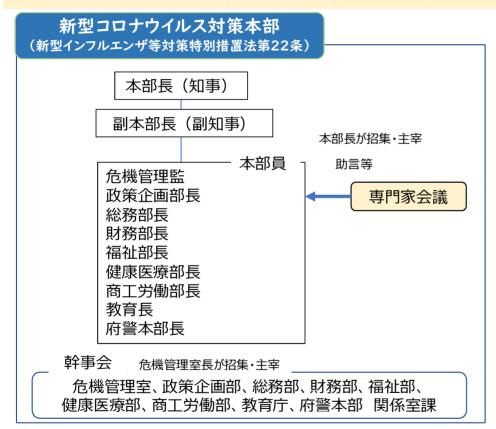
◆ 5類感染症への位置付け変更後も、当面の間、行政による病床確保等の移行措置が続くことから、移行措置期間終了までの間、感染拡大時の対応や全体方針の協議の場として、新たに、一部の関係部局が参画する庁内会議を設置。 また、医療関係団体等との協議の場として、新型コロナウイルス感染症対策協議会は当面、継続。

5

類感染症

の

位置づけ変更



新型コロナウイルス感染症対策協議会 (大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱)

サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制について、医療関係団体等と協議

新型コロナウイルス感染症対策会議 (大阪府新型コロナウイルス感染症対策会議設置要綱)

○新型コロナウイルス感染症対策に係る移行措置期間中 (※1)の 感染拡大時の対応や全体方針の協議のため、知事、副知事 (健康医療部担当)及び関係部局長 (※2)で構成する庁内会 議を新たに設置する。

会議は公開とし、必要に応じて有識者等から意見を聴く。

- (※1)国において、令和6年4月までの間、感染拡大への対応や医療 提供体制の状況等検証したうえで、その結果に基づき、必要な見 直しを行うこととされている。
- (※2) 政策企画部長、福祉部長、健康医療部長、教育長 (事務局は健康医療部内に設置)
- ※新型コロナウイルス感染症にかかる感染状況等については、 必要に応じて庁内関係部局間での情報共有を実施していく。

新型コロナウイルス感染症対策協議会 (大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱)

※左記に同じ